

知的財産権判例ニュース

佐藤安紘◎弁護士・NY州弁護士

相乗り出品方式を採用するプラットフォーマーに対して 申告を契機とした調査・出品削除義務を認めた事例

[東京地方裁判所 令和7年4月25日判決 令和4年(ワ)第24415号]

1. 事件の概要

本件は、被告が運営するオンラインストアにパルスオキシメーター（後述）を出品していた原告X1社が、偽造品を巡る被告の一連の対応について、被告が原告X1社との間の出品契約上のさまざまな義務に違反したことにより売り上げ減少等の損害が生じたとして、被告に対し、出品契約上の債務不履行に基づく損害賠償等を請求した事案です。

本判決は、「相乗り出品方式」（後述）を採用するサイトにおいて、プラットフォーマーには、商品の同一性を事前に確認する義務までは認められないものの、申告を契機に商品の同一性を調査し、同一でないことが判明した場合にはその出品を削除する事後的な義務を負う場合があることを明示した点で、重要な意義があります。

2. 事実関係

(1) 被告は、総合オンラインストア・プラットフォーム（以下、本件サイト）を運営する法人である。

原告X2社は、医療機器の輸入、製造を行う会社であり、原告X1社のみにその製品を販売している。

原告X1社は、原告X2社に委託して製造させたパルスオキシメーターにつき、独占的な販売を行う会社であり、平成23年ごろから本件サイトで商品を出品している。

(2) パルスオキシメーターとは、指先に装着し、光センサーで血液の色合いを観察することで動脈血酸素飽和度を測定する装置である。新型コロナウイルス感染症が蔓延した令和3年ごろ、重症化の目安に血中酸素飽和濃度が用いられたため、需要が急激に増加した。

(3) 原告X2社は「A」「B」「C」というブランド名のパルスオキシメーター（以下、各ブランドの商品を総称して本件商品という）を開発、製造している。

原告X2社は令和3年1月5日、上記各ブランドの商標登録を出願し、同年10月20日、商標登録された。

(4) 被告の出品サービスは、本件サイトにおいて商品を出品する利用者（以下、出品者）が本件サイトにおいて販売するために商品を掲載するためのサービスである。

出品者は、被告と出品に関する契約（以下、本件契約）を締結する必要があり、本件契約の締結の際、プログラ

ムポリシー（以下、ポリシー）に同意している。

本件契約には、販売手数料等の支払条項や責任限定条項等の規定がある。

(5) 被告は出品サービスの提供にあたり、「相乗り出品方式」を採用している。これは、本件サイトに商品が出品されると、異なる出品者からの出品であっても「同一の商品」であれば1つの商品詳細ページに集約されて表示されるという方式である。商品詳細ページの冒頭には出品価格が最も安い出品者の商品情報等が表示される。

(6) 本件サイトでは、誤った価格設定や誤認を招く参考価格の設定を防ぐため、商品の出品価格が、過去の同商品の販売価格の平均値から大きく乖離していることをシステムが検出した場合、自動的に当該商品の出品が停止される仕様が採用されていた。

また、被告は出品者からの一次的な問い合わせ窓口としてテクニカルサポート（以下、TS）を設置し、出品者からのあらゆる苦情や申告について、チャット機能や電話を通じて対応している。併せて、被告は本件サイト上に、出品者から知的財産権侵害やポリシー違反の申告等を受けるために、

専用のフォームを設置している。

(7) 令和3年8月ごろ、原告X1社以外の出品者が、本件商品の商品詳細ページに、本件商品ではない商品を相乗り出品するようになった。

原告X1社は、被告のTSへの電話または本件サイトのオンラインフォームを通じて、本件商品の相乗り出品の事実を申告し、被告に是正を求めた。

(8) 令和3年9月7日以降、相乗り出品が行われた本件商品の一部の商品につき、出品価格の誤設定の可能性が検出されたなどとして、前記(6)の検出システムが作動し、原告X1社による出品を停止する措置がとられた。

同年9月13日、原告X1社はオンラインフォームから商標権侵害の申告を行ったが、本件商品の一部について、原告X1社による出品分を含めた商品詳細ページ全体が削除された。

同年9月14日、原告X1社が本件商品の一部の商品詳細ページに、原告X1社以外からは本件商品の購入は不可能である旨を記載したところ、ポリシーに違反するとして、その記載のある商品詳細ページが削除された。

(9) 原告らは令和4年1月12日、被告に対し、被告の対応により被った損害の賠償を求める書面を送付した。

3. 爭点

争点は多岐にわたりますが、本稿では以下の2つを取り上げます。

- ①相乗り出品について、事前に商品詳細ページの商品との同一性を確認等する義務があるか（事前予防義務）
- ②相乗り出品について、商品詳細ページの商品と同一性がない旨の申告を

受けた場合に、その出品を調査・排除する義務があるか（事後対応義務）

4. 裁判所の判断

(1) 被告の一般的義務について

「本件契約は、被告が、出品者に対し、本件サイトへの商品の出品を可能とするサービスを提供し、出品者がその対価として各種手数料等を支払うことを内容とする契約である。本件サイトは、出品の際に、出品者の事業規模等の属性、所在地を問うことなく出品が可能であること、また、出品者と購入者を媒介する小売店等が存在する必要はなく、商品の外装など実店舗においては所与の前提となる商品情報が限定されるなど、実店舗と比較すれば偽造品等の不正な出品が容易な構造となっているところ、被告は、このような構造下にあるオンラインストア・プラットフォームへの出品サービスを提供し、出品者からその対価を收受するのであるから、出品者の適正な販売機会を確保するために、これを阻害する不正な出品を監視し、取り締まるなど、不正行為への対応を行う義務を、本件契約上の義務として出品者に対して負う」

(2) 爭点①（事前予防義務）について

被告が上記(1)の一般的義務を負うとしても「相乗り出品方式に伴って生じる弊害に対してどのような措置をとるかは、事業者である被告の裁量に委ねられているのであって、必ずしも事前の予防策を取ることが被告に義務付けられているとはいえない。そのため、被告は、相乗り出品者の出品時に商品の同一性を確認する具体的義務を負うとはいえない」。

(3) 爭点②（事後対応義務）について

「本件サイトは、複数の出品者が同一商品を一つの商品詳細ページに出品する『相乗り出品方式』を採用している。オンラインストア・プラットフォームの特性上、購入者はパッケージや包装等によって商品の区別を行うことができないから、同一の商品詳細ページに出品される商品が同一であることは、オンラインストア・プラットフォームを利用する購買者にとっての前提となるだけでなく、オンラインストア・プラットフォームへの出品者にとっても、同一の商品であることを前提に同一ページ内で競合して販売活動を行うのであるから、適正な販売機会を維持するための前提条件となる」

「本件サイトが相乗り方式を採ることで、商品詳細ページに記載された商品とは異なる商品……が相乗り出品された場合には、異なる商品が同じ商品詳細ページに掲載され、異なる商品が同一商品であると誤認されることなどにより、商品詳細ページに記載された商品の購入が妨げられる弊害が生じることは容易に想定される」

「他方で、商品詳細ページの商品情報の変更には被告の承認を要し、商品詳細ページの変更について一定の権限を有するブランド所有者であったとしても……、異なる商品が出品されていることを購入者に注意喚起し、購入を控えるよう呼びかける文章を掲載するなどした場合、一出品者に固有の情報を記載したポリシー違反に該当するものとして、商品詳細ページが削除される」

「そうであれば、出品者において、

……想定し得る弊害を回避する手段は著しく制約されているところ、このような弊害は、被告が採用する相乗り出品方式という販売手法に起因するものであるから、被告は、出品者の適正な販売機会を確保するために、これを阻害する不正な出品を監視し、取り締まるなど、不正行為への対応を行う義務の一内容として、上記弊害が生じないように対策を講じる義務を負う」

「被告の取るべき措置は、……上記弊害が現実化して出品者の具体的な利益が害される事態が申告されている場合においては、その是正について被告に広い裁量があるものとは解されない。

このような場合、被告は「申告内容について調査を行った上で、その調査結果を受け、相乗り出品した商品が異なる商品であると判明した場合には、合理的期間内に異なる商品を商品詳細ページから削除する義務を負う。」

5. 考察

被告が採用する相乗り出品方式は、同一の商品が複数の出品者から出品される場合、1つの商品詳細ページに集約して表示し、最も安価な出品者の情報を優先表示するものです。ユーザーにとっては、同じ商品をより安価で購入しやすい有益な仕組みといえます。

もっとも、この方式が適切に機能するためには、同一ページに集約される商品が実際に同一であることが当然の前提です。異なる商品が混在する場合、ユーザーは想定外の商品を購入することになり、正規品の出品者も不当な競争を強いられることになります。

こうした相乗り出品方式の特徴を踏まえると、本判決が、相乗り出品について商品の同一性がない旨の申告があった場合に、被告にその申告を調査し、その結果により出品の削除義務を負うと判断したこと（争点②）は合理的です。このような場合でも調査や削除の必要がないとすれば、相乗り出品方式の前提が成り立たず、出品者もユーザーも、不当な不利益を被るからです。

他方、本判決が事前に商品の同一性を確認する義務まではないとしたこと（争点①）は、議論の余地があります。

相乗り出品方式において異なる商品の混在が生じやすい仕組みは、構造的な法的リスクを抱えています。例えば、正規品と異なる商品が同一ページに掲載されることで、商標権侵害、不正競争（周知表示誤認惹起や品質誤認表示）、景表法上の優良誤認表示、刑法上の詐欺などが発生するリスクがあります。プラットフォーマーは一定の場合にはこれらの少なくとも一部の侵害・違反主体になり得ます（知財高判H24.2.14）。本件商品のような医療機器を誤認して購入すると、深刻な被害につながるおそれもあります。

こうした相乗り出品方式を巡る私益・公益を含めた法的状況を踏まえると、制度設計段階でこれらのリスクを事前に軽減する仕組みをプラットフォーマーの裁量に委ねることでよい

かは、検討の余地があると思われます。

もっとも、相乗り出品方式は、それ自体ユーザーにも有益な仕組みであり、悪用される場合があるとしても、あくまでも個々の出品者の判断で想定外の使い方がされているにとどまります。また、オンラインショッピングモールには大量の商品が次々に出品されるため、事前に商品の同一性を一つひとつ確認することが現実的に可能なのかどうかという問題もあります。

このように考えると、例えば、出品者による制度の悪用が無視できない程度に行われているような状況であれば別として、そうでない場合には、事後的に速やかに出品を排除し、悪用した出品者にペナルティーを科す等の仕組みを整えている限り、制度設計としては不合理ではないという見方も可能です。抽象的なリスクを理由に営業の自由を過度に萎縮させるべきではないという視点もあります。本判決は、こうした観点から、プラットフォームビジネスの現実と利害関係者の保護の調和を図ったものと考えられます。

報道によると、本件は原告・被告双方から控訴されているようです。本稿で取り上げた争点のほか、薬機法上の販売許可の確認義務の有無、事後対応義務と損害との因果関係の有無、責任制限規定による免責の可否、損害額の算定など、重要な論点が複数ありますので、控訴審の判断が待たれます。

さとう やすひろ

2009年弁護士登録後、企業間紛争および知財法務に従事。特に、技術やデザインと英語が関わる紛争および交渉を扱う。2013～14年Sughrue Mion PLLC (DC) およびKenyon & Kenyon LLP (NY) 勤務。2020年KTS法律事務所共同設立。